

後期高齢者医療広域連合議会(2017年8月16日)

後期高齢者議会第2回定例会について

- 一、後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会は、8月16日午後1時30分からメルパルク名古屋で開催されました。
- 一、後期高齢者医療広域連合議会には、名古屋市からの8名を含め、各地域から34名の議員が選出されています。そのうち日本共産党からは、くれまつ順子議員(名古屋市会選出)、伊藤建治議員(春日井市議会選出)、東義喜議員(江南市議会選出)の3名が広域連合議員に選出されています。
- 一、7月24日に臨時会が行われ、5月の各市町村の議会人事に基づく議員の交代などによる議会人事などが行われ、議長には山田議員(半田市)、副議長に青木議員(みよし市)が選任されました。その他副連合長に大須賀幸田町長、議選の監査委員に福田議員(名古屋市)を選出しました。
- 一、7月31日午前10時半から議案説明会が行われ、16日の定例会は午後からの会期一日だけで行われました。議案は2017年度補正予算案や2016年度決算認定案、請願など5件でした。
- 一、補正予算案の議案質疑には伊藤建治議員がたち、保険料軽減判定システムの不備について質問しました。
- 一、くれまつ議員が一般会計と特別会計の決算認定案について質疑を行い、マイナンバー制度、短期保険証と差し押さえについて追及し、それぞれ反対討論を行いました。
- 一、一般質問には伊藤建治議員と東義喜議員がたち、未申告者への保険料軽減への対応、基準収入額適用申請、葬祭費無支給の根絶、次期の保険料改定への姿勢について質問しました。
- 一、年金者組合と社保協から出された「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」は16日の議員全員協議会の場で東議員が趣旨説明を行い、本会議ではも採択を求める討論を行いました。
- 一、他の議員は、名古屋市の自民党議員が「時間はいいのか(質問時間が終わったのではないのか)」とヤジを飛ばした以外はだれも質問も討論も行いませんでした。
- 一、日本共産党は、決算認定案の2件に反対、補正予算2件と請願の計3件に賛成しました。他の議員は請願を除く4議案すべてに賛成、請願には反対しました。



あいさつする伊藤連合長

後期高齢者広域連合での議案に対する態度(2017年8月16日)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会(2017年8月16日)

議案	各議員の態度		結果	内容	
	共産党	他議員			
議案第9号	平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	○	○	可決	656万4千円の補正。繰越金を財源に、後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金の超過交付分を償還。
議案第10号	平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	可決	161億9,609万4千円の補正。療養給付費や高額療養費などの清算。国が作った電算システムの保険料軽減判定システムの設定誤りによる誤徴収を生産する。
認定第1号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定	●	○	可決	市町村負担金12.2億円、国庫支出金2.59億円など。事務局長以下派遣職員39名、議会費など
認定第2号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	●	○	可決	保険者数878,837人。一人当たり医療費940,921円、一人当たり30.6件。保険料85,155円、収納率99.56%。健診実績294,718人(35%)、人間ドック実施自治体20。歯科健診自治体19、保養所利用10,636人
請願第2号	後期高齢者医療制度の改善を求める請願書(年金者組合・社保協)	○	●	不採択	保険料を引き上げない、県独自の保険料軽減を、一部負担金減免を、短期保険証を出さない、公募委員を、葬祭費をもらえず、窓口負担割合引上げや高額療養費特例見直しをしない

態度：○=賛成 ●=反対

日本共産党の3人以外の全議員は同じ態度でした。

後期高齢者議会 議案質疑(8月16日)

〈特別会計補正予算〉保険料軽減判定におけるシステム誤りで保険料を課徴徴収された人への対応は

伊藤建治議員



* 以下の質問や答弁の年月は、すべて西暦表記に統一しています。

電算処理システムの 不備による影響について

保険料の徴収誤りの内訳を示せ

【伊藤議員】国が作成した電算処理システムの不備で、保険料軽減判定の設定誤りで、保険料を過大、あるいは過小に徴収していた事に対応するための予算措置について質問します。

電算処理システムの不備は2016年12月27日に厚生労働省が発表。厚労省は2008年の制度発足時からの不備を2011年には把握していたが、問い合わせに個別対応するのみで放置してきたが、システム改修しなければ正しい保険料の計算ができないので発表に至ったという。保険料の追加徴収や還付加算金の内訳、人数と一人当たり影響額を問う。

**増額は401名で総額708万円余、一人当たり1万7,668円。
減額は1,245名で総額2,973万円、一人当たり2万3,883円**

【管理課長】補正額の788万3千円の歳入増及び4,033万5千円の歳出増は、一部の市町村で軽減判定所

電算処理システムの不備による保険料の過誤の内容

	保険者数	影響額	一人平均
保険料が増額になる人	401人	約708万円	17,668円
保険料が減額になる人	1,245人	約2,973万円	23,883円

* 還付加算金は含まない

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収について(2016年12月27日厚生労働省)

【事案の経緯および概要】

後期高齢者医療広域連合の電算処理システム(以下「標準システム」)の設定に誤りがあり、2008年の後期高齢者医療制度の発足以来、世帯主又は本人が青色申告を行っている被保険者の一部に、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計となっていました。

※対象となるのは、次のいずれの条件も満たす被保険者(おおむね被保険者の約0.13%、保険料総額の約0.05%)

(1)世帯主、本人又は本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業者給与を支払っている、又は、年金収入(65歳以上の者の課税対象となる年金に限る)が120万円を超える青色申告者

得の修正が完了していないため、同等規模の市町村の更正額や修正が完了している年度の更正額を参考に見込むなどして積算した。そのため、影響人数等は、平成29年7月までの保険料賦課状況に基づく数

2017年度 一般会計補正予算 (千円)

歳入

項目	補正額	備考
前年度繰越金	6,584	
計	6,584	

歳出

項目	補正額	財源内訳			
		国県	起債	他	一般財源
老人福祉費 償還金	1,963				6,564
特別会計 繰出金*	4,601				
計	6,564				6,564

* 特別会計繰出金:電算システムの設定誤りによる保険料の過徴収者への還付加算金の財源として繰出すもの

2017年度 特別会計補正予算 (千円)

歳入

項目	補正額	備考
市町村負担金	7,883	保険料等負担金*
	230,082	過年度分療養給付費負担金
一般会計繰入金	4,601	事務費繰入金*
繰越金	15,953,528	前年度繰越金
計	16,196,094	

歳出

項目	補正額	財源内訳			
		国県	起債	他	一般財源
保険料還付金*	40,335				40,335
償還金	16,151,158				16,151,158
還付加算金*	4,601			4,601	
計	16,196,094			4,601	16,191,493

* 保険料等負担金:電算システムの設定誤りによって保険料を過小に判断してしまった人に追加徴収する分

* 事務費繰入金: " の過大請求した人への還付加算金を繰入

* 還付金・還付加算金: " の過大請求分の還付金と加算金

(2)本人が、後期高齢者医療制度の加入の直前に協会けんぽなど被用者保険の被扶養者でなかった

(3)所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となる

このシステム誤りは、2011年以降の保険料の正しい計算方法に関する問い合わせをきっかけに認識し、以来、厚生労働省では、標準システムの改修は行わず、問い合わせのあった広域連合に対して正しい計算方法を個別に回答するなどに対応してきた。

しかし、システム上の対応を行わない限り、広域連合で正しい保険料賦課を行うことは実務的に困難と判断し、保険料の計算方法に関するFAQの修正等解釈の徹底を図ったうえで、これまでに誤って保険料を賦課された方の抽出とその方の修正賦課について応急的な対応を行うとともに、標準システム自体の改修を行うこととしました。

値になる。

保険料が増額となった被保険者は401名で総額708万円余の影響、一人当たりの影響額は1万7,668円です。保険料が減額となった被保険者は1,245名で総額2,973万円余の影響、一人当たりの影響額は2万3,883円です。

還付加算金は、保険料を過大に収納した年月日及び収納日ごとの過大収納金額を把握することが煩雑であるため還付金総額を基に推計しており、影響人数及び一人当たりの影響額は見積もっていない。

徴収や還付の遡及期間や方法は

【伊藤議員】不備は2008年から。徴収や還付の遡及期間はどうか。徴収と還付の方法はどうか。

増額分は2年分、減額は発足時(2008年度)まで遡及する。個別訪問などをお願いする

【管理課長】保険料の徴収に係る時効は高齢者の医療の確保に関する法律で2年と定められており、増額分は2年を超え遡及して賦課されることはない。保険料の減額は、制度発足時の平成20年度まで遡及して更正する。

保険料の徴収及び還付方法は、個別訪問などで、迷惑をかけしたことをお詫びし、保険料が過大の被保険者には速やかに還付を行い、保険料が過小の被保険者には個別の事情を伺いながら説明を尽くし、理解をいただいた上で本来納付すべき保険料の徴収を行うよう、市町村にお願いしている。

愛知県広域連合から厚労省に問い合わせをしたのか

【伊藤議員】2011年から各広域連合から厚生労働省

に対して、正しい計算方法についての問い合わせがあったとのことでしたが、愛知県の広域連合からは同様の問い合わせを行ったのか。

国への問い合わせは行っていない

【管理課長】今回判明した保険料の軽減判定誤りについて、国に対して問い合わせを行った実績はない。

誤請求のすべてに戸別訪問する予定か(再質問)

【伊藤議員】増額が401件、減額が1245件と、かなりの件数ですが、すべてに戸別訪問する予定なのか。

市町村に実施の判断を委ねる

【管理課長】戸別訪問は、広域連合から各市町村にお願いしている。徴収事務は市町村の責務とされているので、市町村に実施の判断を委ねています。いくつかの市町村に確認を行ったところ、保険料が増額となった対象者に戸別訪問を行うと聞いている。

追加の徴収方法はどうか(再質問)

【伊藤議員】追加で保険料を頂かなければならない方には、分割納付や、保険料に上乗せして、少しずつ収納するとか、徴収方法はどうか。

生活状況等を十分に把握したうえで、きめ細やかな対応を行っていただく

【管理課長】保険料の分割納付や各月の保険料に上乗せしての支払いについては、市町村で判断されることとなるが、生活状況等を十分に把握したうえで、きめ細やかな対応を行っていただけるものと認識しています。

後期高齢者議会 決算認定案への質疑(8月16日)

マイナンバー導入は情報漏えいの不安が大きい。短期保険証の交付や生活実態を無視した差し押さえはやめよ

くれまつ順子議員



【認定第1号】一般会計決算認定案

マイナンバー制度のシステム整備に係る国からの補助金はいくらか

【くれまつ議員】マイナンバー関連の支出について

質問します。

社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー法の施行にともない、個人にマイナンバーが付番され、後期高齢者医療広域連合においても、2015年度よりマイナンバーの導入がされました。2016年度においては、マイナンバー法にもとづく情報連携の準備が

行われました。

一般会計の歳入で、マイナンバー制度のシステム整備に係る国からの補助金はいくらか伺います。

国からの補助金は2015年度794万円、16年度192万円

【管理課長】国からの補助金は、2015年度、システム改修に係る費用7,941,000円。2016年度、統合専用端末等の導入に係る費用1,605,000円、新規回線の敷設等に係る費用322,000円、総額1,927,000円です。

マイナンバー制度のシステム整備に係る費用総額と主な内訳を示せ

【くれまつ議員】一般会計の歳出で、マイナンバー制度のシステム整備に係る費用総額と主な内訳はいくらか。

費用総額は2015年度798万円、2016年度347万円

【管理課長】2015年度の費用総額は、7,987,983円で、主な内容はマイナンバー制度に伴うシステム改修に係る費用7,941,207円です。2016年度の費用総額は、3,472,956円で、主な内訳は、統合専用端末の導入に係る費用2,160,000円、新規回線の敷設等に係る費用1,211,756円です。

短期保険証交付状況(各年3月末)

自治体	2016年	2017年	差し引き	自治体	2016年	2017年	差し引き
名古屋市	352(90)	351(97)	△1(+7)	尾張旭市	4	5	+1(±0)
豊橋市	63	56	△7(±0)	岩倉市	4	10(3)	+6(+3)
岡崎市	45(7)	42(7)	△3(±0)	豊明市	11(3)	10(1)	△1(△2)
一宮市	51(2)	60	+9(△2)	日進市	1	1	±0(±0)
瀬戸市	9(1)	7	△2(△1)	田原市	17(2)	17(3)	±0(+1)
半田市	11(3)	15(5)	+4(+2)	愛西市	15(4)	14(2)	△1(△2)
豊川市	29(1)	24(5)	△5(+4)	北名古屋市		12(1)	+12(+1)
刈谷市	6(2)	8	+2(△2)	弥富市	3(2)	5(2)	+2(±0)
豊田市	56(12)	45(11)	△11(△1)	みよし市	2(1)	1	△1(△1)
安城市	28	28(5)	±0(+5)	あま市	17	17(1)	±0(+1)
西尾市	12(2)	8	△4(△2)	東郷町	1	1	±0(±0)
蒲都市	16(4)	13(3)	△3(△1)	大治町	5(3)	3(2)	△2(△1)
小牧市	17(1)	12(1)	△5(±0)	蟹江町		2	+2(±0)
稲沢市	6	5	△1(±0)	阿久比町	1	1	±0(±0)
新城市	11(1)	11(3)	±0(+2)	美浜町	2	3	+1(±0)
東海市	1	3	+2(±0)	武豊町	4	3	△1(±0)
大府市	2	2	±0(±0)	幸田町	2	2	±0(±0)
知多市	3	9(3)	+6(+3)	合計	813(143)	811(157)	△2(+14)
知立市	6(2)	5(2)	△1(±0)	34市町村		36市町村	+2市町村

カッコの数字は、有効期間が経過し、未更新となっている件数

【認定第2号】特別会計決算認定案

市町村ごとの短期保険証の交付件数及び未渡し件数、資格証明書の交付件数は

【くれまつ議員】特別会計決算では、短期保険証の交付及び資格証明書について伺います。

市町村ごとの短期保険証の交付件数及び未渡し状態にある短期保険証の件数並びに資格証明書の交付件数は、前年度に比べてどうか伺います。

短期保険証は2017年3月末で36市町811件、16年では34市町813件

【管理課長】短期保険証の交付件数は、2017年3月末現在で36市町811件、2016年3月末現在の34市町813件と比較して交付市町は2市町の増、交付件数は2件の減少です。

2017年3月末現在の件数が多い順に、名古屋市が351件、一宮市が60件、豊橋市が56件、豊田市が45件などです。

有効期限切れで短期保険証を渡していない方は2017年3月末現在、19市町157件で、2016年3月末現在の19市町143件と比較して市町村数は変わらず、14件の増加です。

短期保険証交付者の所得階層別状況

所得階層	2016年3月末	2017年3月末
0円	312	327
～58万円	121	122
～200万円	309	293
～400万円	51	49
600万円	15	10
600万円～	5	10
計	813	811

所得階層は保険料算定に用いる「旧ただし書き所得」(所得金額から33万円を控除したものを)を基として階層別に区分



資格証明書の交付実績はありません。

短期証の所得階層別人数と保険料軽減者への短期証の交付件数は

【くれまつ議員】短期保険証が交付されている方の所得階層別の人数はどうなっているのか。また、低所得者等に対する保険料軽減特例措置の対象者への短期保険証の交付件数を伺います。

811人中、所得ゼロ327人、600万円超が10人など。保険料軽減者では149人

【管理課長】「旧ただし書き所得」を基として階層別に区分した状況を説明します。

2017年3月末現在の短期保険証交付者811名の内訳は、所得0円以下が327名、58万円以下が122名、所得200万円以下が293名、所得400万円以下が49名、所得600万円以下が10名、所得600万円超が10名です。

低所得者等に対する保険料軽減特例措置の対象者への短期保険証の交付件数は、均等割9割軽減対象者が77件、均等割8.5割軽減対象者が72件です。

短期保険証交付者の生活実態の把握方法は

【くれまつ議員】短期保険証が交付されている方の生活実態について、どのように把握に努めておられるのか、お答えください。

短期保険証交付者の負担区分内訳

一部負担割合	課税 非課税	負担区分	人数(3月末)	
			2016年	2017年
3割	課税	現役並み所得者	63	71
		基準収入適用(現役並み所得)	11	3
1割	課税	一般	516	518
	非課税	区分Ⅰ・区分Ⅱ(未申告者含む)	223	219
計			813	811

被保険者数の状況(年度末)

年度	被保険者数(人)	対前年度比(%)	65歳以上75歳未満の障害認定者(人)	対前年度比(%)
2010	696,054	104.2	40,906	98.3
2011	724,297	104.1	40,598	99.3
2012	755,704	104.34	41,595	102.46
2013	778,651	103.04	42,989	103.35
2014	807,006	103.64	43,483	101.15
2015	840,979	104.21	42,853	98.55
2016	878,837	104.50	41,610	97.10

各市町村で個々のご事情、収入状況等を聞き、生活実態の把握に努めている

【管理課長】各市町村において、被保険者個々の事情、収入状況等を聞いて、生活実態の把握に努めている。

具体的には、文書による呼び出しを行うとともに、窓口に来ていただけない方には、時間帯や曜日を変えての電話や臨戸訪問など、きめ細かな対応により生活実態の把握に努めている。

未納者に対する差押えの件数と金額はいくらか

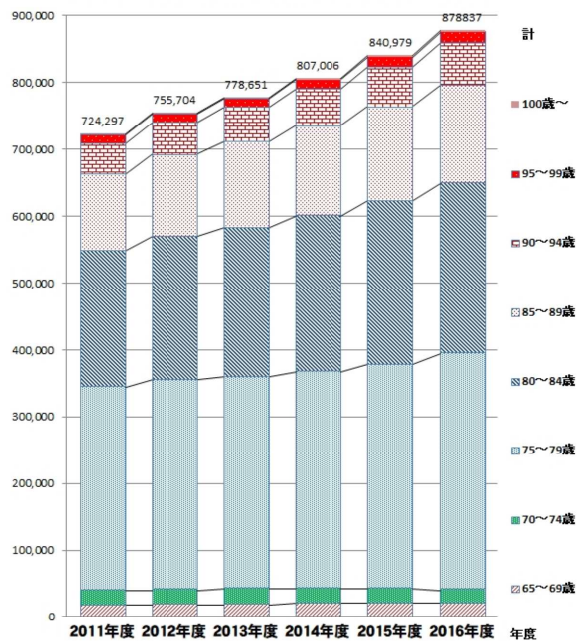
【くれまつ議員】保険料の未納者に対する差押えの件数と金額について、過去三年の推移をおたずねします。



2016年度は169件、2,115万9,939円

【管理課長】差押えは、2014年度が142件、2,432万

後期高齢者医療の年齢別被保険者数の推移



年齢階層別被保険者数の状況(年度末)(単位: 人)

年度	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳
2011	18,441	22,157	304,445	204,228	114,542	45,541
2012	19,200	22,395	314,020	215,227	121,142	48,354
2013	19,647	23,342	317,238	222,921	128,230	51,477
2014	20,329	23,154	324,280	233,245	134,393	54,969
2015	21,198	21,655	335,818	244,421	140,903	58,861
2016	20,826	20,784	353,588	254,571	146,640	63,420

8,136円。2015年度は90件、1,553万7,926円。2016年度は169件、2,115万9,939円でした。

差押えされた滞納者の所得区分等詳細と差押えの内容について (再質問)

【くれまつ議員】差押えの件数が2015年度90件、2016年度169件と2倍近く増え、金額も1.4倍に増えておりますが、2016年度の差押えを実施した滞納者の所得状況や負担区分の詳細、差押えの内容について伺います。

差押え対象者の所得は把握していない。預貯金81件、1,058万円、年金59件、564万円など

【管理課長】差押えの内容では、件数、種別及び金額のみ把握しており、対象者個別の所得状況等は把握していません。差押えの件数、種別及び金額は、2016年度の実績が、預貯金に対する差押え81件、1,058万4,517円、年金59件、564万701円、不動産9件、167万9,000円、生命保険2件、27万6,800円、国税等の還付金7件、195万8,229円、給与5件、12万7,805円、その他財産に対する差押えが6件で89万2,887円でした。

差押え件数が増加した理由をどうみているか (再質問)

【くれまつ議員】差押え件数が増えてきた要因をどのように認識されているのか。

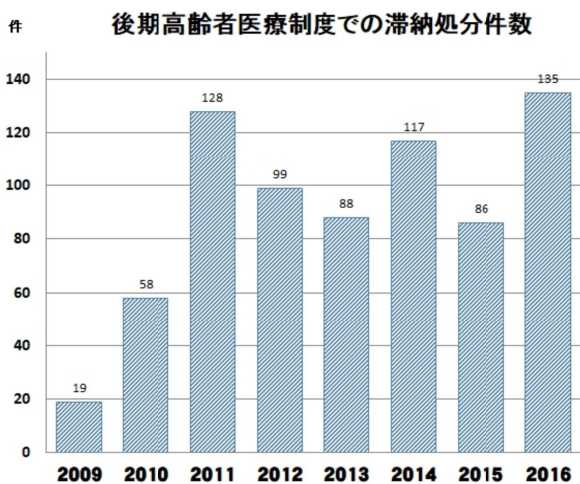
積極的に滞納整理に取り組んでいただいた結果だ

【管理課長】市町村で積極的に滞納整理に取り組んだ結果と認識している。

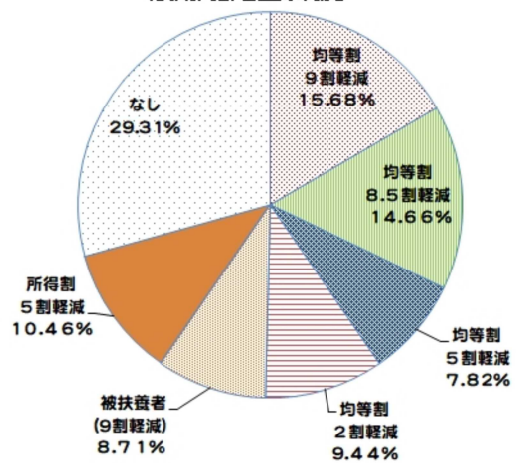
生活実態を無視した差押えになっていないのか (再再質問)

【くれまつ議員】差押えまで行われる方の所得状況は把握されていないとのことでしたが、年金の差押えまでされた場合に生活が大丈夫なのかと懸念されます。

保険料未納者の方への対応は市町村ごとに対応基準を設けて慎重に行われているかと思いますが、昨年度差押え件数が大幅に増加した要因について、「市町村において積極的に滞納整理に取り組んでいただいた結果」とのご答弁でありました。差押えの基準が各市町村で厳しくなっていないのか、被保険



2016年度の保険料軽減者の割合 (後期高齢者医療制度)



保険料の差し押さえ (滞納処分)

差し押さえ対象	2014年度		2015年度		2016年度	
	件	金額 (円)	件	金額 (円)	件	金額 (円)
預貯金	84	11,797,492	55	7,362,826	81	10,584,517
年金	42	10,129,444	18	3,726,000	59	5,640,701
不動産	7	217,000	6	2,263,400	9	1,679,000
生命保険	6	953,800	2	48,100	2	276,800
給与	1	276,600			5	127,805
国税等の還付金	3	2,780,300	4	700,500	7	1,958,229
その他	2	733,100	5	1,437,100	6	892,887
計	151	26,887,736	90	15,537,926	169	21,159,939

保険料の法定軽減対象者数(延べ人数) (事業概況より)

区分	年度	2013	2014	2015	2016
		均等割額	9割軽減	132,884	136,550
	8.5割軽減	111,759	119,181	128,076	136,397
	5割軽減	17,606	53,980	65,477	72,815
	2割軽減	62,696	65,408	77,524	87,809
	被扶養者軽減(9割)	82,882	81,739	81,459	81,022
	小計	407,827	456,858	459,708	523,964
所得割軽減	5割軽減	80,687	84,801	90,744	97,309
	合計	488,514	541,659	586,452	621,273

者の皆様が生活困窮に陥っていないのか、そのような懸念をもつわけです。

差押えというのは、できるだけ行わないようにすべきと考えています。被保険者の生活が圧迫されていないか、必要な医療がうけられているのかと、広域連合として差押え件数増加によるそうした事態を懸念されなかったのか、伺います。

一部負担金免除の実績

	免除人数	件数	免除額	備考
2012年度	78人	728件	2,031,747円	うち大震災関連は37人、519件、1,504,086円
2013年度	27人	269件	1,526,202円	うち大震災関連は6人、119件、369,975円
2014年度	20人	204件	913,362円	うち大震災関連は8人、132件、442,060円
2015年度	19人	253件	2,350,793円	うち大震災関連は7人、144件、1,188,640円
2016年度	32人	375件	2,647,182円	うち大震災関連は8人、153件、1,638,531円

生活の圧迫や受診の抑制を招くものではない(事務局長)

【事務局長】差押えを含む滞納処分は、市町村において、納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握したうえで、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から適切に行われるもので、生活の圧迫や受診の抑制を招くものではないと認識しています。

保険料の減免状況(現年賦課分・事業概要より)

	件数	減免額
2012年度	371件(34人)	9,563,600円(1,031,200円)
2013年度	333件(6人)	8,462,900円(380,300円)
2014年度	389件(8人)	10,319,700円(321,500円)
2015年度	247件(7人)	7,525,500円(137,800円)
2016年度	257件(10人)	7,128,900円(108,300円)

() 内は東日本大震災被災者

一般会計・特別会計決算認定案への反対討論(8月16日)

マイナンバー制度を導入し、制度廃止を送りしたうえ、2016年4月に大幅値上げされた決算は認められない

くれまつ順子議員



【一般会計決算】情報漏えいの危険を払しょくできないままマイナンバー制度を進めた決算だ

【くれまつ議員】認定第1号、平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、システム整備のための統合専用端末や新規回線敷設し、マイナンバー制度を進めたからです。マイナンバー法は施行早々システムエラーを頻発し、全国的に不具合が相次ぎ、マイナンバー情報の漏えいの危険性は払しょくされておりません。

以上の理由にて決算は認めるわけにはまいりません。

【特別会計決算】制度廃止を求める声に反し、保険料値上げで高齢者に負担を押し付けた決算は認められない

【くれまつ議員】認定第2号平成28年度愛知県後期

高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、平成28年4月から値上げされた保険料に基づく決算となっているとともに、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされ続けているからです。

75歳以上の高齢者すべてから保険料を徴収し、保険料負担額は制度発足の平成20年度は、愛知県の1人当たりの年額平均保険料は76,388円でしたが、2年ごとの保険料改定により、平成24年度・25年度は前期と比べて4,439円もの大幅値上げが行われ、平成26・27年度は2622円の値上げ、そして平成28・29年度は1891円の値上げが行われ全国で3番目に高い保険料となり、平成28年度平均保険料は年額85155円となりました。

このように、後期高齢者医療制度は、75才以上の人(愛知県は約78万人)だけを切り離して別勘定に

し、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを高齢者に自覚させるところに根本的な問題があります。

2014年からの消費税増税により物価の大幅値上げと社会保障の一体改悪で年金は下がり続けています。介護保険料も3年毎の見直しがされるなど、高齢者への負担増は幾重にも重なる中で、高齢者のみなさんは不安の中で暮らしておられます。

年齢で高齢者を分断し、差別するという根本的なこの制度の問題が解決されておられません。平成28年度の決算を見ても、短期保険証の発行数や未渡し件数は相変わらず多くあります。生活を支える年金の差し押さえ件数は59件にもなっています。国民皆保険であるならば、全ての国民のみなさんが安心して医療が受けられることが大前提です。この制度のままでは、後期高齢者はもとより、これから高齢期を

迎える現役世代にとっても老後の不安が募るばかりではないでしょうか。

後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱりと絶つことであります。

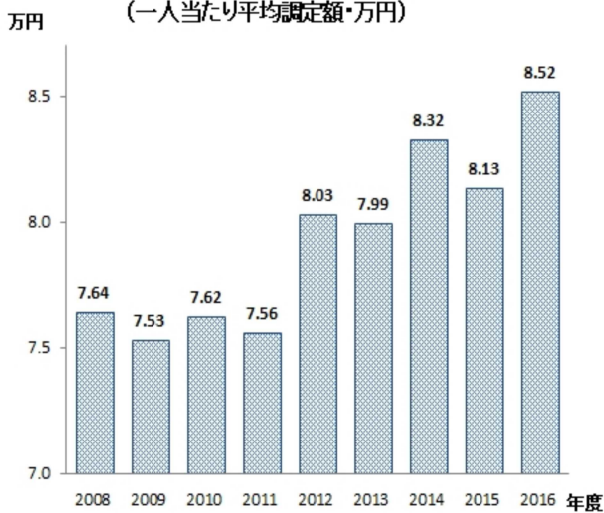
以上の点から、制度の存続を前提に執行された決算は認めることが出来ないということを申し上げて、討論を終わります。



議会終了後に傍聴者の皆さんに報告するくれまつ議員、伊藤議員、東議員

後期高齢者医療保険料

(一人当たり平均調定額・万円)



保険料の推移(事業概況より)

	均等割	所得割率	1人り保険料	収納率
2008年度	40,175円	7.43%	76,388円	99.40%
2009年度	40,175円	7.43%	75,283円	99.26%
2010年度	41,844円	7.85%	76,210円	99.40%
2011年度	41,844円	7.85%	75,588円	99.48%
2012年度	43,510円	8.55%	80,275円	99.47%
2013年度	43,510円	8.55%	79,930円	99.51%
2014年度	45,761円	9.00%	83,235円	99.53%
2015年度	45,761円	9.00%	81,325円	99.56%
2015年度	46,984円	9.54%	85,155円	99.56%

新規資格取得者の事由(年度末)(単位:人)

年度	転入	生活保護廃止	年齢到達	その他	計
2010	1,574	320	64,299	7,007	73,200
2011	1,654	398	64,746	7,483	74,281
2012	1,674	408	67,560	8,913	78,555
2013	1,714	491	60,454	8,733	71,392
2014	1,809	477	67,385	8,191	77,862
2015	1,759	467	75,404	7,357	84,987

※障害認定による資格取得は「その他」に含まれる。

被扶養者であった被保険者の状況(年度末)

年度	被保険者数(人)	被扶養者であった被保険者(人)	被保険者数に占める割合(%)
2010	696,054	79,036	11.35
2011	724,297	78,249	10.80
2012	755,704	78,024	10.32
2013	778,651	76,892	9.88
2014	807,006	76,012	9.42
2015	840,979	75,701	9.00
2016	878,837	75,322	8.57

後期高齢者議会 一般質問(8月16日)

所得未申告者への保険料軽減／基準収入額適用申請／ 葬祭費の無支給の根絶

伊藤建治議員 (春日井市議)



所得未申告者に対する保険料軽減の取り扱い

所得未申告で満額の均等割を賦課される人は何人か

【伊藤議員】遺族年金、障がい年金の受給者は、これらの年金はもともと非課税のため所得の申告をしていない方が多くいます。後期高齢者医療の保険料の算定では未申告の方は所得不明と取り扱われ、均等割が満額算定されます。これを回避し、所得に応じた保険料軽減を受けるには所得がないことを申告する、簡易申告書を提出する必要があります。この申告手続きが、きちんと周知され、該当する方が適正に申告できているのかについて質問します。

所得未申告によって、所得不明とされ、満額の均等割を賦課されている人は何人か。

保険料が軽減される可能性がある被保険者数は2,408人

【管理課長】所得未申告者のうち、他の世帯員の所得により満額の均等割額を賦課されることが確定している者を除く、保険料が軽減される可能性がある被保険者数は現在2,408人です。

所得未申告の方に簡易申告の提出の働きかけを

【伊藤議員】所得未申告の方に簡易申告の提出を促す働きかけ、申請勧奨をすべきです。

対象者に所得の簡易申告書を作成し、 市町村に送付し対象者に連絡を取る

【管理課長】未申告者に対する所得申告の勧奨は、国民健康保険で同様の勧奨を行っている市町村に実施をお願いしています。具体的には、保険料軽減の可能性の有無に関わらず所得が未申告である対象者について、広域連合で所得の簡易申告書を作成し、市町村に送付します。市町村は簡易申告書を基に対象者に連絡を取り、対象者から回答があった場合、所得の簡易申告情報を広域連合に送信します。広域連合は送信された所得情報を基に保険料の軽減判定を行います。

市町村での申請勧奨の実施状況は

【伊藤議員】申請勧奨の事務は各市町村に委ねられると思いますので、各市町村ですでに実施されている現状について答弁をお願いします。

未申告者数1万1,260人の簡易申告書を作成し、 現在は2,531人に

【管理課長】平成29年度の簡易申告の実施状況について、市町村で確認した未申告者数1万1,260人のうち、現在も未申告である人数は、保険料が軽減される可能性がある2,408人を含む、2,531人です(他の世帯員の所得により満額の均等割額を賦課されることが確定している者を含む)。

年金機構に照会をかけ、自動的に適用すること も可能ではないか(再質問)

【伊藤議員】申請勧奨の必要な措置は取られていると受け止めました。しかし、所得未申告者のうち、保険料が軽減される可能性がある被保険者数は現在2,408人とのこと。少なくない人数です。

不動産所得や給与所得があれば確定申告の義務が生じるので未申告の可能性は少ない。未申告者の大多数が遺族年金などの非課税所得の方ではないかと思えます。国民年金加入者は年金機構から情報が送付され、収入の把握をし、収入に応じた保険料軽減が適用されていると聞きます。未申告者についても、年金機構に照会をかければ、自動に適用することも可能ではないか。

年金以外に一時所得や雑所得などがあり得るため、 自動適用はできない

【管理課長】非課税年金の支払元については年金機構のほか、共済組合がございますが、これらに非課税年金の受給の有無について確認をしたとしても、未申告である方が非課税年金以外に、確定申告が不要である少額の一時的所得や雑所得など、他の所得を有することが少ないながらもあり得るため、軽減を自動的に適用することはできません。

積極的な申請勧奨を(意見)

【伊藤議員】所得未申告者のうち、保険料が軽減される可能性がある被保険者というのは必要以上に保険料を支払っている可能性がある人。平成29年度においては、2,408人いると言う事です。仮に本来は9割軽減の対象となる人であれば、賦課されるべき均等割額の10倍の額を支払っていることとなります。

保険料軽減の自動適用が難しいことは理解しましたが、このままでもいいとも思えませんので、引き続きの積極的な申請勧奨を期待します。

基準収入額適用申請について

基準収入額適用の該当者と思われる方への申請勧奨の実施状況は

【伊藤議員】後期高齢者医療の医療費の窓口負担や高額療養費の負担額は、所得によって区分て、現時点で「現役並み、一般、住民税非課税、住民税非課税で所得が一定以下」の4段階です。前年中の課税所得額が145万円以上の方は、現役並み所得者と区

分され、医療費の窓口負担は3割になる。高額療養費の上限額も個人の外来のみの限度額では、「負担区分：一般」の方の4倍以上となります。

これらの方のうち、「被保険者単身世帯の場合、前年中の収入が383万円未満」や「被保険者複数世帯の場合、前年中の収入の合計が520万円未満」などに該当する場合、「基準収入額適用申請」を行えば、「負担区分：一般」の方の医療費の窓口負担割合や高額療養費の上限が適用されます。

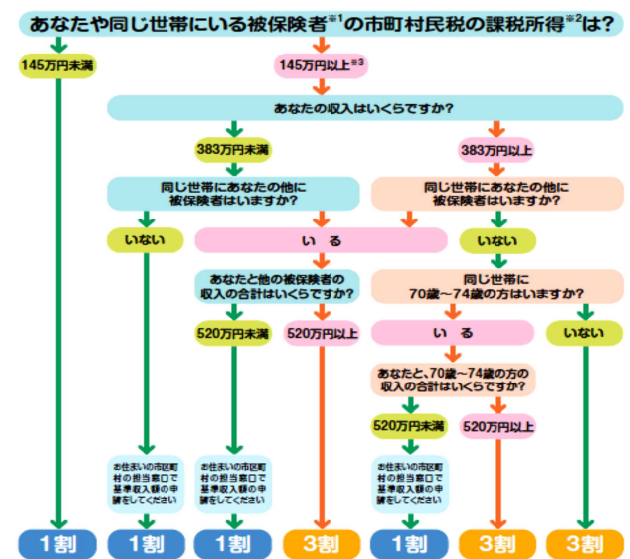
つまり、「基準収入額適用申請」を行わないと、所得145万円以上の方は現役並みの負担区分になるという事です。所得145万円は収入でおよそ300万円前後。この300万円前後から383万円の方は、「基準収入額適用申請」をしないと医療費の負担が大きくなるのです。

春日井市は、基準収入額適用の該当者には申請書類を送付し、記入して送り返していただければOKという申請勧奨を実施していますが、この様な対応

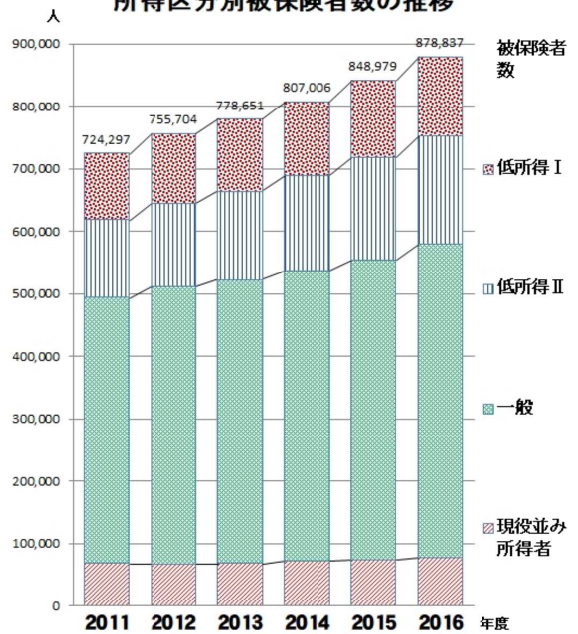
医療費の自己負担割合 (一部負担金)

負担区分	課税区分	判定基準	自己負担割合
一般	課税	「現役並み所得のある方」、「区分Ⅱ」、「区分Ⅰ」に該当しない方。	1割
現役並み所得のある方	課税	同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方。	3割
区分Ⅱ	非課税	市町村民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方。	1割
区分Ⅰ	非課税	世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円の方。または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が高齢福祉年金を受給している方。	1割

自己負担割合の判定方法



後期高齢者医療制度の所得区分別被保険者数の推移



所得区分別被保険者数の状況 (年度末)

年度	被保険者(人)	現役並み所得人数	一般人数	低所得Ⅱ人数	低所得Ⅰ人数
2011	724,297	67,972	425,965	124,120	106,240
2012	755,704	67,392	442,990	134,038	111,284
2013	778,651	68,560	453,019	142,367	114,705
2014	807,006	71,972	464,752	151,422	118,860
2015	848,979	72,913	480,812	163,881	123,373
2016	878,837	77,695	501,938	173,094	126,110

現役並み所得(3割負担)：同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方。
 一般(1割負担)：現役並み所得、区分Ⅰ、区分Ⅱに該当しない方
 区分Ⅱ(1割負担)：市町村民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方。
 区分Ⅰ(1割負担)：世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円の方。世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が高齢福祉年金を受給している方。

が他の市町村でも実施されているかどうか伺います。

全市町村で該当と思われる方へ勸奨を実施している

【管理課長】基準収入額適用申請勸奨は、広域連合において、市町村から送信された収入及び所得の情報を基に申請勸奨対象者リスト等を作成、市町村へ送付し、これを参考にしていただきながら、54市町村全てで該当と思われる方へ勸奨を実施している。

基準収入額適用申請をしないまま、 現役並み所得者になっている数は

【伊藤議員】申請勸奨対象者で、基準収入額適用申請をしないまま、現役並み所得者と取り扱われている方の人数を伺います。

申請勸奨対象者すべてが基準収入額適用認定を 受けられるわけではなく、把握できない

【管理課長】申請勸奨対象者は、市町村から送信された所得（市町村民税の課税対象所得）、給与収入、課税対象となる年金収入の情報を基に該当する可能性がある方を抽出しています。不動産収入など、広域連合で把握していない収入金額がある場合に基準収入額を超える方も含まれており、申請勸奨対象者すべてが基準収入額適用認定を受けられる方ではないため、申請をしないまま、現役並み所得者として取り扱われている人数は把握できません。

申請の手続きなしに対象者を 「一般所得」にする気はないか

【伊藤議員】申請の手続きなしに、申請勸奨対象者を「負担区分：一般」すなわち「一割負担のうち市町村民税が課税されている世帯の方」として取り扱う考えはありませんか。

一律に基準収入額適用認定を行うことはできない

【管理課長】申請勸奨対象者すべてが基準収入額適用認定を受けられる方としないことから、一律に申請勸奨対象者に対して基準収入額適用認定を行うことはできません。

申請勸奨対象者リストから自治体が抽出作業を 行い、申請なしに認定を（再質問）

【伊藤議員】春日井市は、「基準収入額適用認定を受けられる方」に書類を送付して申請勸奨をしています。所得データから「基準収入額適用認定を受け

られる方」を抽出し、広域連合が作成する「申請勸奨対象者リスト」からさらに対象者の絞り込みを行っています。すべての自治体が、この抽出作業をして申請勸奨を実施しているのであれば、申請漏れとなっている方の人数の把握も可能です。今ほどの答弁は、「自治体によって申請勸奨の中身が異なる」と受け止めたのですがいかがでしょうか。

申請勸奨対象者リストの活用方法は自治体によって違う

【管理課長】市町村によっては、広域連合が作成した申請勸奨対象者リストどおり申請勸奨をするところもあれば、広域連合では把握していない収入情報を確認したうえで、独自に対象者を絞り込み、申請勸奨をしている市町村もある。

抽出作業は技術的にできないことなのか

【伊藤議員】すべての自治体で、春日井市がやっているように「申請勸奨対象者リスト」からさらに「基準収入額適用認定を受けられる方」を抽出する作業を行えば、申請なしに一律的に基準収入額適用認定することが技術的にはできるのではないかと。

絞り込みは可能だが、すべての収入を把握して いないので一律に適用認定をすることは不可能

【管理課長】市町村は、広域連合が把握していない収入情報を持っているため、対象者をさらに絞り込むことは可能ですが、市町村においてもすべての収入の情報を把握しているわけではないので、基準収入額適用認定を受けられる方のみを抽出することはできず、一律に基準収入額適用認定をすることは技術的に不可能です。

よりきめ細やかな申請勸奨の方法を検討せよ（意見）

【伊藤議員】窓口負担や保険料負担について、本来であれば収入や所得によって一律的に取り扱うべきものが、ある一定の所得・収入の方については、申請すれば安くなり、しなければ高くなるという、不確定要素があること自体に矛盾があると感じています。広域連合が作成した申請勸奨対象者リストの活用方法について一律的な対応の確立は必要かと思いました。

「市町村においてもすべての収入の情報を把握しているわけではない」との答弁もありましたが、市町村では、より詳細な所得データを持っていますので、そこからさらに絞り込むことは可能です。実際

に、春日井市はやっています。よりきめ細やかな申請勧奨の方法について、引き続き検討頂きたいという事は、申し上げておきます。

葬祭費の支給(申請)状況について

自治体ごとの支給実績と自治体ごとの状況を

【伊藤議員】葬祭費は被保険者がなくなって葬儀を行った方に5万円を支給するもので、ほとんどの方が支給要件を満たすものと思われまます。しかし、未申請のまま未支給になっている事例が毎年あります。支給状況や自治体ごとの支給率について伺います。

平成28年度は47,415件、95.72%。27年度から0.04ポイント改善。100%は4町村、名古屋など5市が95%以下

【給付課長】2016年度は、愛知県全体で47,415件の支給を行い、未申請は2,120件、支給率は95.72%。2015年度は、愛知県全体で44,995件の支給を行い、未申請は2,032件、支給率は95.68%でした。支給率は0.04ポイント向上しています。

自治体ごとの支給率は、4町村が100%で、49市町村が95%以上の一方で、名古屋市、豊橋市、蒲郡市、稲沢市、新城市の5市が95%を下回っています。葬祭を行わず、葬祭費の支給対象とならない場合もあり、支給率は必ずしも100%になるものではない。

申請勧奨を行う約束だったがどうなったのか

【伊藤議員】昨年8月の議会の答弁では「2015年度に低い支給率となった豊橋市、名古屋市、新城市、

東海市については、死亡による手続き時における窓口での案内のみで、申請勧奨は行っていないとの報告を受けている」とのことで「市町村において、この葬祭費未支給者一覧表を活用し、申請勧奨を行っていただくよう働きかける。」との答弁がありましたが、働きかけの状況と各自治体における対応について伺います。

市町村担当課長会議で申請勧奨の実施を働きかけ、東海市は実施した

【給付課長】議会での質疑状況を市町村担当課長会議で知らせ、葬祭費未支給者一覧表を活用し、申請勧奨を行っていただくよう働きかけた。

各市町村の対応は、2015年度に葬祭費の支給率が95%を下回っていた4市のうち、東海市は2016年度から申請勧奨を行い、支給率が95%以上となった。

豊橋市は申請勧奨を開始していないが、2016年度から窓口での案内時に渡す案内文の記載の改善などで周知に努め、支給率が1ポイント近く向上した。

まだ実施していない自治体に対して引き続き働きかけを(意見)

【伊藤議員】全体の支給率は大きく改善したとは言えませんが、昨年答弁した対応についてはしっかりとやっていただいたと受け止めました。申請勧奨をスタートした東海市では、明確に支給率が向上したことから、申請勧奨が有効であることは間違いありません。まだ実施していない自治体に対しては、引き続き働きかけをお願いします。

2018・19年度での保険料率改定で値上げをするな

東義喜議員(江南市議)



剰余金の活用について

剰余金の現在額と活用見込み額は?

【東議員】2016年度決算の剰余金はいくらで、清算後の現在はいくらになっているのか。そのうち、活用できる見込み額はどれだけか。

歳入歳出差引額は318億円だが、返還金等を差し引き100億円が剰余金

【総務課長】2016年度決算における歳入歳出差引額は、一般会計と特別会計を合わせ、約318億円。保

険料率を2年間同率としており、初年度の2016年度の保険料の歳入超過を2年目の2017年度の歳入に充てている分の約58億円や国・県及び市町村などへの返還金に充てる約160億円を除いて、剰余金の現在額は約100億円です。

2018・19年度の保険料率改定への剰余金の活用額は、保険料率の試算を国からの基礎数値の提示を待つて行うため、現時点で見込むことは困難です。

2017年度の歳入や返還金の予算書上の記載及び国からの基礎数値は(再質問)

【東議員】先ほどの答弁にあった2017年度の歳入や、

返還金に充てる金額はどうなっているのか、国からの基礎数値の提示をまっとうするという基礎数値とは何か。

2016年度の歳入超過を2017年度歳入に充てる額は57億9,219万9千円。基礎数値は料率算定に用いる後期高齢者負担率や被保険者数、医療費及び医療給付費等の伸び率等

【総務課長】2年間の財政運営期間の初年度に当たる2016年度の歳入超過を2017年度歳入に充てる分は、2017年度特別会計補正予算の歳入にある繰越金の補正前の額57億9,219万9千円に相当します。

国・県・市町村等への返還金に充てる分のうち、特別会計分は、2017年度補正予算の歳入の繰越金の補正額159億5,352万8千円が相当します。一般会計分は、2017年度一般会計補正予算の歳入の繰越金の補正額656万4千円に相当します。

基礎数値は料率算定に用いる各種数値であり、後期高齢者負担率の他に、国が算出した被保険者数、医療費及び医療給付費等の伸び率等です。

財政安定化基金の活用について

県財政安定化基金の現在額と活用の基準は？

【東議員】県財政安定化基金の現在額はいくらあるのか。保険料値上げ抑制に活用するための基準はどうなっているか。

基金残高は27億6,330万円余。保険料の増加率が医療給付費の伸びと後期高齢者負担率の上昇から求められる伸び率を上回る場合に活用

【管理課長】愛知県に確認したが、後期高齢者医療財政安定化基金の現在額は27億6,330万円余です。基金を保険料増加抑制に活用する基準は「一人当たり保険料の増加率が、一人当たり医療給付費の伸び

2016年度一般会計決算

歳入		歳出	
区分	決算額	区分	決算額
分担金及び負担金	1,224,229,000	諸会費	3,652,805
国庫支出金	259,032,000	総務費	852,359,255
寄附金	0	民生費	588,835,421
繰入金	0	公債費	0
繰越金	66,056,491	予備費	0
諸収入	27,590	合計	1,444,847,481
合計	1,549,345,081	※差引	104,479,600円

と後期高齢者負担率の上昇から求められる伸び率を上回る場合」を目安としています。

県財政安定化基金を活用する基準の具体的な計算式は(再質問)

【東議員】活用する基準については、医療給付の伸びと後期高齢者負担率の上昇から求められる伸び率を上回る場合との回答でしたが、求められる伸び率の具体的な計算式はどうか。

一人当たり医療給付費の伸び率に後期高齢者負担率の上昇率を乗じる。前は基準を下回ったので活用しなかった

【管理課長】一人当たり医療給付費の伸び率に、後期高齢者負担率の上昇率を乗じるものです。具体的な計算を2016・17年度保険料率改定の例で示すと、一人当たり医療給付費の伸び率を1.0025と見込み、後期高齢者負担率の伸び率は1.0242でした。2016・17年度保険料率改定では、均等割軽減の制度改正が行われたので、これによる保険料の伸び率0.9988も反映し、これらを乗じた伸び率は1.0235となりました。保険料率改定による保険料の伸び率は、基金を活用しない場合でも1.0230となり、基金を活用する基準を下回りました。

後期高齢者負担率について

後期高齢者負担率を引き上げる理由は

【東議員】後期高齢者負担率はなぜ引きあがっていくのか。また、それに見合う公費負担の引き上げはあるのか。

2016年度特別会計決算

歳入		歳出	
区分	決算額	区分	決算額
市町村支出金	145,436,797,970	保険給付費	746,237,382,020
国庫支出金	242,132,984,131	県財政安定化基金拠出金	30,329,656
県支出金	61,287,587,166	特別高齢医療費共同事業拠出金	209,047,801
支払基金交付金	317,300,761,000	保健事業費	2,571,164,560
特別高齢医療費共同事業交付金	222,181,975	公債費	0
寄附金	0	諸支出金	14,774,414,853
繰入金	1,182,333	予備費	0
繰越金	27,899,233,459	合計	763,822,338,890
県財政安定化基金借入金	0	※差引	31,691,751,403円
諸収入	1,233,362,259	差引合計	31,796,249,003円
合計	795,514,090,293		

後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、現役世代の増加分を後期高齢者と現役世代とで半分ずつ負担するように負担率を変える。公費負担は変えない

【管理課長】後期高齢者負担率は世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みとして導入されている。今後、後期高齢者の負担分は増えていきますが、現役世代の負担分は減るため、現役世代一人当たりの負担はより大きな割合で増加していく。このため、現役世代一人当たりの負担の増加は、後期高齢者と現役世代とで半分ずつ負担するよう、後期高齢者負担率は、現役世代減少率の1/2の割合で引き上げることになっている。

後期高齢者負担率は後期高齢者と現役世代の負担を調整するものなので、後期高齢者負担率が引き上げられても公費負担の引き上げはない。

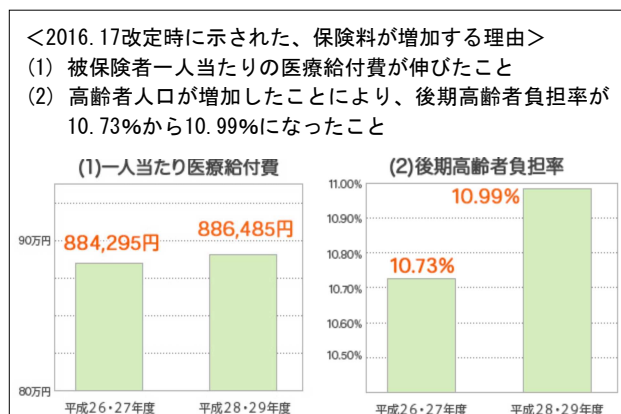
後期高齢者負担率の引き上げに連動する公費負担部分の有無は(再質問)

【東議員】後期高齢者負担率の引き上げも保険料率改定の要因の一つと考えるが、それに連動する公費負担部分はないのか。

負担率は、公費負担のうち普通調整交付金と国及び県の高額医療費負担金の算定に用いられ、当連合は前者が大きいので公費負担は減る

【総務課長】後期高齢者負担率は、公費負担のうち普通調整交付金と国及び県の高額医療費負担金の算定に用いられています。

普通調整交付金は、各広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するもので、後期高齢者負担率が引き上げとなった場合には、所得による調整機能がより強く働くため、被保険者の



平均所得が全国平均より高い当広域連合では、交付金は減額となります。

また、高額医療費負担金は、高額な医療費が発生した際に保険料で賄うべき郎分の一定割合を国及び県が負担するものであり、後期高齢者負担率が引き上げとなった場合には、保険料で賄うべき部分が拡大するために、交付される負担金は増額となります。

なお、当広域連合においては、現状では前者の影響が大きいため、公費負担は減額となり、後期高齢者負担率の引き上げに見合った公費負担増はない。

広域連合協議会の要望書の回答は

全国後期高齢者医療広域連合協議会の「要望書」に対する政府の対応は

【東議員】全国後期高齢者医療広域連合協議会の「後期高齢者医療制度に関する要望書」(2017年6月7日)にある、3項、及び11項の考え方の確認と、この要望書に対する厚生労働大臣からの何らかの返書があるのでしょうか、あれば、その内容についてお聞かせください。

後期高齢者医療財政安定化基金を保険料抑制に活用できるよう、医療費の高いところへの普通調整交付金の削減をしないよう要望した

【総務課長】被保険者、現役世代、地方公共団体に対して過度の負担を強いることがないように、国によるさらなる財政支援を要望しています。

後期高齢者医療財政安定化基金は、当分の間、保険料の増加抑制に活用することができるとされているが、引き続き活用できるよう、恒久化を要望しています。

5月23日の国の経済財政諮問会議で、医療費が増えると配分が増える普通調整交付金を見直すとの意見に対し、医療費が高いところでは普通調整交付金が減額となり保険料への影響が大きいためとして見渡しに反対したところです。

要望に対する国の回答は、近年では、厚生労働省保険局高齢者医療課から12月下旬に示されています。

保険料率の改定について

2018・19年度の保険料率改定における広域連合の考え方を示せ

【東議員】2018・19年度の保険料率の改定について、

新たな保険料の値上げを行わないよう求めますが、広域連合としてはどのように考えているのか。

国が示す基礎数値を参考に、医療給付費等の見込額から公費負担額や後期高齢者支援金等の収入見込額を除いた額を保険料で賄う

【管理課長】後期高齢者医療制度では財政運営期間を2年間とし、保険料率を定めています。具体的には、国が示す基礎数値を参考に、医療給付費等の費用の見込を算出し、その額から公費負担額や後期高齢者支援金等の収入の見込額を除いた額を保険料で賄うこととなります。

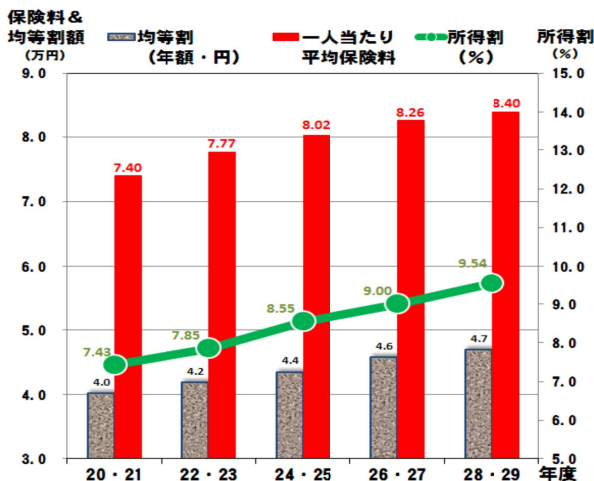
剰余金及び基金の活用の裁量権はどこか(再々質問)

【東議員】剰余金と県財政安定化基金を保険料へ活用する際の裁量権はどこにあるのか。

剰余金は広域連合に裁量権があるが、県財政安定化基金にはない

【総務課長】剰余金は広域連合に裁量権があります。県財政安定化基金は、広域連合に裁量権はなく、平成30・31年度の保険料率改定で活用するにあたっては、広域連合と県で十分協議を行い、国に対しても事前に相談する必要があります。

後期高齢者医療の保険料推移(算定試算時)



後期高齢者医療保険料(算定試算時の額)

年度	均等割 (年額) (円)	所得割 (%)	一人当たり平均保険料		限度額
			保険料算定時	次回算定時	
20・21	40,175	7.43	73,998	73,998	
22・23	41,844	7.85	77,658	75,775	50万円
24・25	43,510	8.55	80,214	79,962	55万円
26・27	45,761	9.00	82,584	82,144	57万円
28・29	46,984	9.54	84,035		57万円

【請願の討論】保険料の負担軽減などは当然の要求。ぜひ採択を 東義喜議員(江南市議)



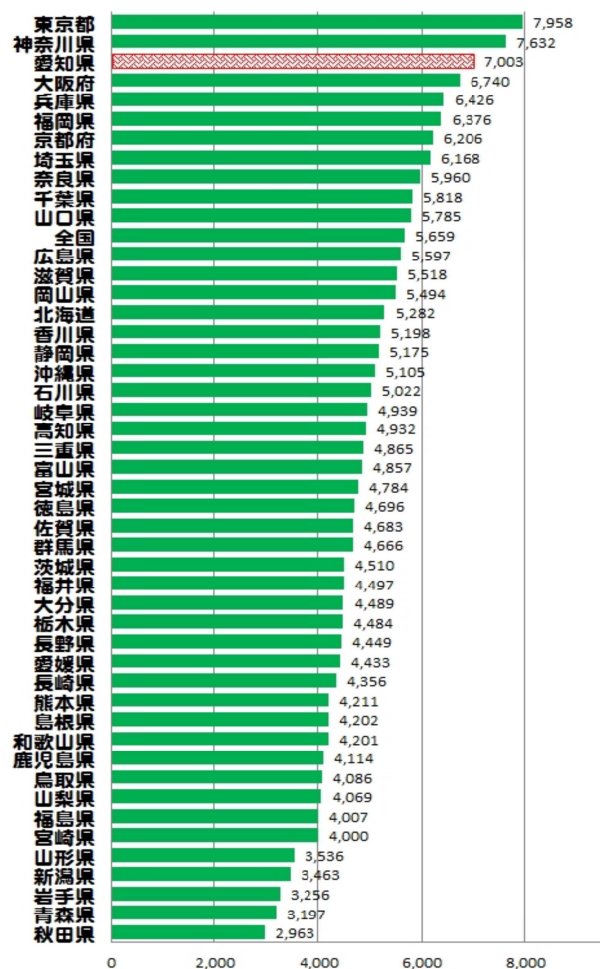
【東議員】請願趣旨はすべて妥当なもの。ぜひ採択を。

請願第2号
後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願事項】

- 2018年度での保険料引き上げをしないで。
- 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。
- 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。
- 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。
- 後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請助奨してください。
- 国に対して、後期高齢者の窓口負担割合の引き上げや高齢者の高額療養費特例見直しを行わないよう、求めてください。

後期高齢者医療制度の平均保険料 一人当たり(月額・円)・2016・2017年度



愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会委員(2017年7月24日)

区分	氏名	所属等
被保険者	久木好子	(公財)愛知県老人クラブ連合会副会長 (一宮市老人クラブ連合会副会長)
	水野茂子	(公財)愛知県老人クラブ連合会女性部会副会長 (瀬戸市老人クラブ連合会副会長)
	岩瀬敏勝	(公財)愛知県老人クラブ連合会理事 (西尾市老人クラブ連合会会長)
	伊藤二彦	(公社)名古屋市老人クラブ連合会副会長
	荒木鉄之助	公募
	河合良彦	公募
医療関係者	城義政	(公社)愛知県医師会(副会長)
	内堀典保	(一社)愛知県歯科医師会(副会長)
	岩月進	(一社)愛知県薬剤師会(副会長)
団体保険者	斎藤隆夫	健康保険組合連合会愛知連合会副会長 (デンソー健康保険組合常務理事)
	杉本正弘	豊田市(国保年金課長)
経学識者	井口昭久	愛知淑徳大学健康医療科学部教授
	田川佳代子	愛知県立大学教育福祉学部教授

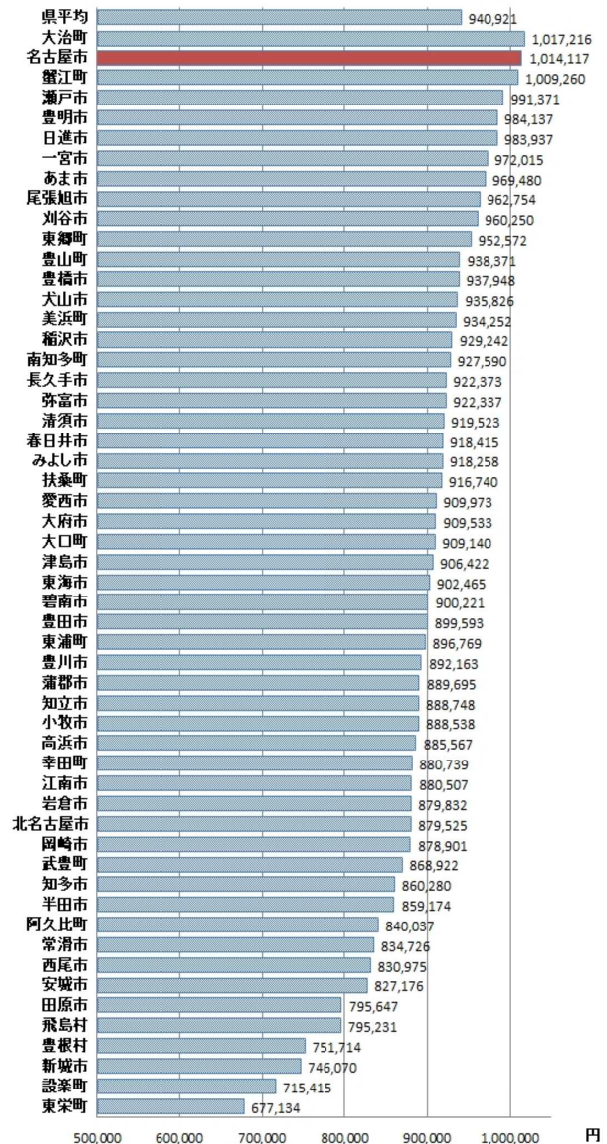
保健事業 件数/金額

項目年度	健康診査	歯科健診	人間ドック 脳ドック含む	協定保養所
2010	205,223人 1,278,921,126円 受診率 30.73%	-	11市町村 28,382,000円	7,029人 7,029,000円
2011	220,056人 1,735,346,086円 受診率 31.46%	-	11市町村 34,278,000円	7,391人 7,391,000円
2012	236,634人 1,918,439,878円 受診率 32.67%	-	15市町村 41,412,000円	8,374人 8,374,000円
2013	248,762人 2,093,031,193円 受診率 32.92%	-	15市町村	8,426人 8,426,000円
2014	266,353人 2,288,103,075円 受診率 34.21%	-	16市町村 59,811,000円	8,917人 8,917,000円
2015	283,242人 2,452,232,131円 受診率 35.10%	15市町村 2,446,000円	18市町村 121,587,000円	9,819人 9,819,000円
2016	294,718人 2,571,164,560円 受診率 35.04%	19市町村 3,036,000円	20市町村 146,198,000円	10,636人 10,636,000円

医療費実績の推移

	一人当り 医療費	一人当り 件数	1件当り 医療費	1日当り 医療費
2010年度	912,680円	28.3件	32,225円	14,727円
2011年度	924,525円	28.8件	32,096円	15,059円
2012年度	927,431円	29.3件	31,706円	15,412円
2013年度	941,626円	29.7件	31,697円	15,855円
2014年度	941,916円	30.1件	31,331円	16,169円
2015年度	960,009円	30.4件	31,541円	16,681円
2016年度	940,921円	30.6件	30,708円	16,705円

後期高齢者の一人当たり医療費(2016年度)



協定保養所利用実績(人)

年度	レイクサイド入鹿	松ヶ島	あいち健康の森 プラザホテル	シーサイド伊良湖	サンヒルズ三河湾	百年草	合計
2010	456	4,968	357	463	653	132	7,029
2011	496	5,136	300	577	710	172	7,391
2012	596	5,459	454	719	972	174	8,374
2013	596	5,630	384	755	922	139	8,426
2014	689	5,771	401	648	1,228	180	8,917
2015	733	6,327	396	657	1,516	190	9,819
2016	798	6,509	518	857	1,771	183	10,636

協定保養所の利用実績【後期高齢医療連合】

